

船橋市保育士等処遇改善事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等の施設・事業所を運営する者に対し、保育士等の処遇改善に必要な補助金（職員の処遇向上に要する費用）を交付することにより、保育人材の確保及び定着を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(対象施設・事業所)

第2条 この事業の対象となる施設・事業所は、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日付け府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に基づき、処遇改善等加算の認定を受け、かつ、市内に所在する施設・事業所（以下「施設等」という。）であって、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所であって、船橋市私立保育所運営費補助金交付規則（昭和54年船橋市規則第63号）第3条に規定する要件を満たすもの
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園であって、船橋市幼保連携型認定こども園運営費補助金交付要綱第3条又は船橋市地方裁量型認定こども園運営費補助金交付要綱第3条に規定する要件を満たすもの
- (3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所であって、船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱第3条に規定する要件を満たすもの

(対象職員)

第3条 この事業の対象となる職員は、法第18条の4に規定する保育士（以下「保育士」という。）、又は認定こども園法第14条第10項に規定する保育教諭（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第5条第1項により保育教諭となる者を含む。以下「保育教諭」という。）であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する次に掲げる者（施設等の長を除く。以下「職員」という。）とする。

- (1) 施設等を運営する法人（又は個人事業主）に雇用される者（非正規雇用である者を含む。）であって、当該施設等に勤務する者
- (2) 施設等を運営する法人の役員等（又は個人事業主）の者であって、保育士又は保育教諭としての業務を兼ねて当該施設等に勤務する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、職員1人当たり月額10,000円とする。

(事業の実施方法)

第5条 この事業において、施設等が実施する内容は次のとおりとする。

- (1) 施設等の長は、職員の処遇改善を月額給与（本俸又は手当）の引き上げにより実施するものとし、処遇改善の額は、市長が処遇改善として支出する補助金の額を下回らない額とするものとする。
- (2) 施設等の長は、処遇改善を行う額及び内容等を定める給与規程及び給料表等を書面で整備し、職員にその額及び内容等を予め明示するものとする。
- (3) 施設等の長は、市長から処遇改善として支給される補助金の全額を職員に配分するものとする。
- (4) 施設等の長は、市長から処遇改善として支給される補助金を明確に区分経理した上で、給与台帳等に記載するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育士証等の市長が必要と認める書類を添えて、別表に掲げる日までに、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、速やかに市長に請求しなければならない。

(交付の時期)

第9条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

(報告の義務)

第10条 前条の規定により交付を受けた申請者は、補助金の補助事業年度が終了した日から起算して、1月以内に、給与台帳の写し等の市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、必要があると認められるときは、事業の執行の状況等に関し、申請者等から報

告を求めることができる。

- 3 前2項の報告を行った申請者は、当該報告を行った以降に、処遇改善の額等に更正すべき事由を生じた際は、速やかに市長に報告しその指示を受けるものとする。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(予算措置)

第13条 この要綱による補助金の交付は、千葉県補助事業を活用して行うため、当該補助事業が縮小し、中止し、又は廃止する場合には、当該事業を縮小し、中止し、又は廃止する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月5日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別表

期別	申請期限
第1四半期(4. 5. 6月分)	7月15日
第2四半期(7. 8. 9月分)	10月15日
第3四半期(10. 11. 12月分)	1月15日
第4四半期(1. 2. 3月分)	3月31日